

令和7年6月9日

いたばしPay加盟店

各位

板橋区商店街振興組合連合会

いたばしPay換金手数料の導入および令和7年度事業について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、デジタル地域通貨「いたばしPay」の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

いたばしPayは「板橋区の未来のためのデジタル地域通貨」として、地域内の消費促進や、住民と事業者のつながり強化を目的に運営してまいりました。

こうした取組みを今後も持続的かつ安定的に展開していくためには、一定の運営基盤の強化が必要であると判断し、このたび新たに「換金手数料」を導入させていただくこととなりました。本件につきましては、令和7年5月23日に板橋区商店街振興組合連合会理事会にて規約の改正をいたしましたことをご報告申し上げます。

つきましては、下記の通り、令和7年10月1日(水)より換金手数料の適用を開始いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1 換金手数料導入の趣旨

いたばしPayでは、これまで加盟店の皆様に対し、いたばしPayの普及促進を目的として換金手数料を無料としてまいりました。しかしながら、今後の事業継続とサービスの一層の向上を図るための運営体制強化のため、換金手数料のご負担をお願いさせていただくこととなりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2 換金手数料の適用開始日

令和7年10月1日(水)

3 換金手数料の料率(別表)

	大型店	中小店	個店
商連・振連加盟	1.2%	0.8%	0.3%
上記以外	2%	1.5%	1.0%

(用語の説明)

- 商連・振連加盟：板橋区商店街連合会および板橋区商店街振興組合連合会に加盟する商店会(街)に所属する商店(賛助会員含む)
- 中小個店：中小企業基本法第2条に規定する法人および個人事業者
- 大型店：上記「中小個店」区分に属しない大規模企業

(別紙1いたばしPay加盟店換金手数料規約より抜粋)

4 令和7年度の還元事業について

昨今の物価高騰や事業者の皆様の経営状況を踏まえ、板橋区と緊密に連携し、状況に応じた柔軟かつ機動的な利用者及び加盟店向け事業を検討してまいります。なお、具体的な施策内容等につきましては、今後の経済情勢等により変更となる場合がございますことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。詳細が決定次第、改めてご案内申し上げます。

結びに

この度の換金手数料制度の導入は、いたばしPayの持続的な発展と、地域全体における利便性・信頼性の維持を目的とするものでございます。皆様のご負担を可能な限り抑えつつ、地域経済の活性化に貢献できる制度として、今後も着実に運用してまいります所存です。

何卒、本件にご理解ご協力賜りますとともに、今後とも「いたばしPay」への変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具